

## 【オーストラリア】子育て関連手当の見直し

海外立法情報課 芦田 淳

\* 2017 年 4 月、保守連合政権が提案した保育施設の利用費用に対する補助金を見直す法律と、支出削減のため家族税給付及び新出発手当等を抑制する法律が続けて成立した。

### 1 制定の経緯等

2017 年 4 月 4 日、保育施設の利用費用に対する補助金を見直す法律（Family Assistance Legislation Amendment (Jobs for Families Child Care Package) Act 2017）（2017 年法律第 22 号。以下「22 号法律」）が制定された。また、同年 4 月 12 日には、支出削減のため一部の社会福祉政策を見直す法律（Social Services Legislation Amendment Act 2017）（2017 年法律第 33 号。以下「33 号法律」）が制定された。

### 2 22 号法律の概要

従来、保育施設利用費の負担を軽減する補助金として、連邦政府から保育所手当（Child Care Benefit）と託児費用払戻（Child Care Rebate）が支給されてきた（注 1）。前者の給付対象は、認可又は登録された保育施設を利用する世帯で、支給額は、保育施設の種類により異なるが、最大で子ども 1 人につき週 212 豪ドル（以下「ドル」）（注 2）であった。後者は、保育施設の利用にかかる家族負担の費用のうち、50%を連邦政府が負担するもので、最高で年間 7,500 ドルが支給されてきた。

今回成立した 22 号法律は、両者を Child Care Subsidy という補助金に統合するものである。新たな補助金は、共働き世帯に対して、保育施設利用に対する支援を所得に応じて提供することを目的としている。そのため、年間所得が 6 万 5710 ドル以下の世帯に対しては、保育施設利用にかかる費用の 85%に当たる補助金が支給される。補助金の支給割合は、年間所得が 3,000 ドル上昇するごとに 1%ずつ減額され、年間所得が 17 万 710 ドル以上 25 万ドル未満の世帯に対する補助は、保育施設利用費用の 50%である。さらに、年間所得が 25 万ドル以上 35 万ドル未満の世帯に対する補助は、同費用の 20%を上限とし、年間所得が 35 万ドル以上の世帯には補助を行わない。この結果、年間所得が 25 万ドル以上の世帯を除き、おおむね支給される補助金額は上昇又は変化なしと予測されている。

### 3 33 号法律の概要

#### (1) 家族税給付の削減

33 号法律による最大の支出削減策は、家族税給付（Family Tax Benefit）（注 3）の金額決定に使用される消費者物価指数の 2 年間据置きである。家族税給付には、19 歳以下の子 1 人ずつに対して支給されるパート A と、一人親世帯である場合、養育者が祖父母等で親でない場合又は片働き世帯である場合に追加的に支給されるパート B がある。いずれも一定の所得制限の下、パート A の上限額は、従来、12 歳以下の場合には年間 5,493.25 ドル、13

歳から 19 歳（学生）の場合は年間 6,927.7 ドルであり、パート B の上限額は、4 歳以下の場合には年間 4,409.2 ドル、5 歳から 18 歳の場合には年間 3,186.45 ドルであった。家族税給付の金額は、通常、毎年 7 月 1 日に前年の消費者物価指数によって調整が行われる。2017 年の消費者物価指数の上昇が 2016 年と同様であると仮定して、2018-19 年度における指数据置きの効果は、次のように試算されている。①家族税給付パート A の給付額は、12 歳以下の場合、年間 140～150 ドル減少し、13 歳から 19 歳の場合、年間 185～195 ドル減少する。②同様に、家族税給付パート B の給付額も、4 歳以下の場合には年間 120～130 ドル、5 歳以上の場合には年間 80～90 ドル減少する。以上の支給額の引下げにより、全体で 13 億 7700 万ドルの支出削減が見込まれている。

## (2) その他の支出削減策

このほか、次の 3 つの支出削減策が定められている。①新出発手当（注 4）、疾病手当、一人親手当等の支給に関して、毎年実施される消費者物価指数による調整を 3 年間据え置く。②退職年金等の支給者から、福祉サービス省（Department of Human Services）に対して、あらかじめ同意されたデータ・セットを自動的に、かつ、電子的に送付することとし、当局が個人の収入を自動的に確認できるようにする。③新出発手当や疾病手当の受給に際して要件確認等のために設けられた 1 週間の待機期間を、扶養手当（parenting payment）、若者手当（注 5）の一部に対しても適用する。また、待機期間は、従来、経済的に非常に困難な状況にある場合等に免除されてきたが、当該状況を確認するための審査を厳格にする。以上の方策により、2 億 8840 万ドルの支出削減効果が見込まれている。

注（インターネット情報は 2017 年 4 月 18 日現在である。）

- (1) 従来の保育所手当及び託児費用払戻の内容に関しては、自治体国際化協会シドニー事務所「オーストラリアにおける子供の貧困対策について」<<http://www.jlgc.org.au/wp-content/uploads/2017/03/オーストラリアと日本の子供の貧困対策について.pdf>> p.8 を参照。
- (2) 1 豪ドルは約 87 円（平成 29 年 4 月分報告省令レート）。
- (3) “Family Tax Benefit.” Department of Human Services website <<https://www.humanservices.gov.au/customer/services/centrelink/family-tax-benefit>>; 加藤慶一「オーストラリアとニュージーランドの税・給付制度—累進度および再分配効果と効率性等との相克—」『レファレンス』757 号, 2014.2, pp.55-57. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8426051\\_po\\_075703.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8426051_po_075703.pdf?contentNo=1)>
- (4) 「新出発手当」は、22 歳以上、老齢年金受給開始年齢（現在 65 歳。2035 年までに 70 歳に引き上げられる。）未満で、求職中の失業者に対して所得を補助するものである。メリッサ・ウォン「オーストラリアにおける若者の雇用と住宅問題」『Business Labor Trend』494 号, 2016.4, p.54.
- (5) 「若者手当」は、一定の条件を満たし、フルタイムの教育又は職業訓練を受けている 16 歳から 24 歳の若者の所得を補助するものである。同上

## 参考文献

- Family Assistance Legislation Amendment (Jobs for Families Child Care Package) Act 2017. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2017A00022>>
- Social Services Legislation Amendment Act 2017. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2017A00033>>
- Michael Klapdor, “Omnibus Bill dropped and new savings Bill introduced to fund child care package.” <[http://www.aph.gov.au/About\\_Parliament/Parliamentary\\_Departments/Parliamentary\\_Library/FlagPost/2017/March/New\\_social\\_services\\_savings\\_Bill](http://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/FlagPost/2017/March/New_social_services_savings_Bill)>